

営農改善事業資金の種類及び貸付条件

貸付対象事業	貸付期間		貸付利率	貸付対象者	貸付限度額 (残高を含む。)	償還方法
	据置期間	償還期間				
(1) 苗及び球根の購入に要する資金	—	1年以内	無利子	個人 農業団体 法人	150万円 500万円 500万円	年賦 元金均等
(2) ハウス、加温施設、散水設備及びたい肥盤の設置に要する資金	1年以内	4年以内		一般農業者	一般農業者	
(3) 農業用倉庫、農機具格納庫、作業場、直売施設、小規模集出荷施設及び加工用施設の設置に要する資金	7年以内	15年以内	一般農業者 農業近代化資金の貸付利率に0.5パーセントを加算した率	個人 農業団体 法人	400万円 1,000万円 1,000万円	
(4) 乗用トラクター、耕うん整地用機具、栽培管理用機具、収穫調製用機具、畜産用機具、運搬用機具、除雪機及び融雪剤散布機の購入に要する資金	2年以内	7年以内	認定農業者 農業近代化資金の貸付利率に0.2パーセントを加算した率	認定農業者 個人 農業団体 法人	認定農業者 1,800万円 3,600万円 3,600万円	
(5) 土地改良事業に要する資金	7年以内	15年以内				
(6) 家畜の購入に要する資金						
乳牛	2年以内	4年以内	農業近代化資金の貸付利率に0.5パーセントを加算した率	個人 法人	200万円 1,000万円	
肥育用肉牛	—	1年以内		個人 法人	300万円 5,000万円	
産卵用鶏	—	1年以内		個人 法人	300万円 1,000万円	
(7) 農用地取得に要する資金	3年以内	10年以内	経営体育成強化資金の貸付利率に0.5パーセントを加算した率	個人 法人	500万円 500万円	
(8) 災害による被害農業者の経営維持に要する資金	3年以内	10年以内	農林漁業セーフティネット資金の貸付利率に0.2パーセントを加算した率	個人 法人	300万円 500万円	
(9) 6次産業化に係る農業関連附帯事業導入に要する資金	7年以内	15年以内	農業近代化資金の貸付利率に0.2パーセントを加算した率	個人 法人	1,800万円 3,600万円	

備考1 この表において「一般農業者」とは、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第3項により市長の認定を受けた農業者をいう。）以外の農業者をいう。

2 この表において「農業近代化資金の貸付利率」とは、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する資金に国及び道が利子補給する利率を控除した後の貸付利率をいう。

3 この表において「経営体育成強化資金の貸付利率」とは、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号ロに掲げる資金の貸付利率をいう。

4 この表において「農林漁業セーフティネット資金の貸付利率」とは、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8チに掲げる主務大臣の指定する資金の貸付利率をいう。

補助対象事業及び補助率

事業種目	事業主体	事業内容及び補助対象経費	事業の採択基準	補助率
振興作物チャレンジ事業	農業者	計画に定める振興作物に新たに取り組む事業とし、振興作物の生産のための施設並びにこれに附帯する施設及び設備の設置に要する経費	利用戸数が3戸以上となる個人若しくは法人又は5戸以上で組織する農業団体が行う事業であること。	2分の1以内
グループ農業支援事業	農業者	少量多品目の農作物を消費者等へ直接販売を行うための手法の習得又は農業における6次産業化のための取り組みに要する経費	3戸以上で組織する農業団体が行う事業で、かつ、少量多品目の農作物の直接販売その他の6次産業化に取り組むに当たって必要となる基礎的な事項及び手法を習得することにより農業所得の向上を図ろうとする事業であること。	2分の1以内
農業研修事業	農業者	農業経営の安定を図るための法人化事例、集落を中心とした共同化事例等の研修、調査等のための先進地派遣事業とし、これに要する経費	3戸以上で組織する農業生産法人の設立を目指す任意団体が行う事業で、先進的な経営実践事例や法人化等の取組の研修、調査等を行う事業であること。	2分の1以内
乾燥調製施設設置事業	農業者	近代化と効率的かつ安定的な農業経営を目指す事業とし、水稲の乾燥調製のための建物設置に要する経費	利用戸数が5戸以上となる個人若しくは法人又は5戸以上で組織する農業団体が行う事業で、かつ、受益面積が30ヘクタール以上の事業であること。	3分の1以内
農作業受委託体制整備強化事業	農業者	効率的かつ安定的な農業経営を目指す事業とし、基幹作業の受委託体制確立に必要な農業機械取得に要する経費	3戸以上で組織する農業団体又は法人が行う事業で、取得しようとする機械の処理能力が農作業の受委託の対象となるほ場等の面積を対象としている事業であること。	3分の1以内
湿田透排水対策事業	農業者	生産調整実施水田における農業の生産性の向上及び確立を図るための明暗きよ排水の事業とし、これに要する経費	5戸以上で組織する農業団体が行う事業で、農用地面積を4ヘクタール以上有する農業者を対象とし、かつ、受益面積が1ヘクタール以上となる事業であること。	2分の1以内